

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【9】
2. 日 時：令和4年11月9日 10時30分～12時5分
3. 場 所：原子力規制庁 9階C会議室
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、忠内安全規制調整官、名倉安全規制調整官※、
江崎規制調査官、千明主任安全審査官、津金主任安全審査官、
中村主任安全審査官、服部主任安全審査官、三浦主任安全審査官、
皆川主任安全審査官、谷口技術参与

実用炉監視部門

水野企画調査官、菊川管理官補佐

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

小林技術計画専門職、飯場技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 建築総括担当部長 他10名

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所第6号機に係る大物搬入建屋の杭の損傷に関する追加調査の進捗状況について、令和4年11月7日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。
 - 4号機大物搬入建屋の調査について、6号機大物搬入建屋の杭損傷との関係を明確にして説明すること。
 - 調査対象施設の選定方法について、選定を行うに当たって候補に挙げた施設について、説明すること。また、調査対象施設の選定時の具体的な基準を整理して説明すること。
 - 調査対象施設のうち、6号機の軽油タンク基礎及び燃料移送系配管ダクトを同じ項目としているが、設工認申請上は扱いが異なること、周辺地盤の状況も異なることから、これらを独立させそれぞれ説明すること（7号機も同様）。
 - 追加調査方法について、①机上調査の確認結果、②表面波探査の結果から追加調査の有無を判断する際に机上調査の結果をどのように考慮しているかを整理して説明すること。
 - 机上調査について、聞き取り調査の方法を説明すること。
 - 調査結果について、7号機フィルタベント基礎はボーリング調査を実

施して建設残置物がないことを確認したとしているが、同様の調査をせず建設残置物はないとしている固体廃棄物貯蔵施設、焼却炉建屋（大湊側）、6、7号機の軽油タンク基礎及び燃料移送系配管ダクトについて、その根拠を詳細に説明すること。

- 建設残置物と5、6号機フィルタベント基礎との位置関係を示す図について、当該図の位置付けを明確にして説明すること。
- 5号機フィルタベント基礎と建設残置物の計画範囲との位置関係について、建設残置物の実際の配置状況を図示した上で整理して説明すること。
- 5号機フィルタベント基礎について、7号機の設工認審査において7号機施設への波及的影響を確認していることを明確にした上で説明すること。
- これまでの調査を踏まえた設計上の対応について、整理して説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について、了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

なし